

企画競争に係る手続き開始の公示

本件工事の請負に係る契約の締結を希望する者は、下記の要領により参加表明書を提出すること。

提出された参加表明書を公正・厳正に審査の上、企画競争資料の契約候補者として選定した後、最も適切な企画競争資料を提出した者と、随意契約を行う。

令和5年8月4日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 二又 知彦

1 工事概要

(1) 工事名称 百里（5）格納庫新設整備工事

(2) 工事場所 茨城県小美玉市

(3) 業務概要 以下に掲げる建築工事、設備工事及び土木工事を行う。

航空自衛隊百里基地（茨城県小美玉市）

ア 格納庫新設

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て

規模：建物延べ面積 約 3,100 m²

工事内容：躯体工事、建具工事の一部及び附帯設備工事 一式

(残りの仕上げ工事は別途工事とする。)

イ 建物覆土用擁壁

構造：鉄筋コンクリート造

工事内容：擁壁 一式

ウ 土木工事

工事内容：建物附帯土木工事 一式

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月15日まで

(5) 配置予定技術者の配置予定期間 本工事における監理技術者又は主任技術者の専任期間は令和5年12月1日から令和8年3月15日まで

(6) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事（ただし、土木工事分及び詳細図作成業務対象範囲工事分は除く。）である。本方式では、見積り合わせ時において発注者が積算数量を示し、契約の候補者が積算数量書に記載された積算数量を活用して見積り合わせに参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳明細書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (7) 受注者は、積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- (8) 受注者からの請求による(6)の協議は、積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳明細書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- (9) (6)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、積算数量書に基づき行うものとする。ただし、積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- (10) (6)の協議の結果、積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
- (11) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

見積もり合わせ時においては、当初の予定価格から現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が4週8休（28.5%（8日／28日））以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

- ア 週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。
- イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- ウ 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- エ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。
- オ 工事完成時において、現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(12) 将来予定される本工事の残余部分の工事（以下「後工事」という。）に当たっては、本工事受注者との随意契約を予定している。ただし、必要となる要件を満たす企業等が後工事への参加を希望する場合には、企画競争とする。

後工事に当たっては、本工事の監理技術者が兼ねることができる。

後工事の積算に当たっては、本工事の決定結果を反映させるものとする。

2 参加資格、選定基準

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる事項の全てを満足している単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は次に掲げる事項のすべてを満足している者によって構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加の資格に関する公示」（令和 5 年 8 月 4 日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示す手続きに従い、百里（5）格納庫新設整備工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付けを受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度、級別の格付けを受けていること。）。

ウ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（イの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

エ 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数）が 1,200 点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,100 点以上であること。

オ 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成 20 年度以降企画競争に係る手続き開始の公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した国内における工事であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積 1,800 m²以上（1 棟当たり）の新設建築工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績を使

用する場合は、2者による企業体にあつては出資比率が、30%以上、3社による企業体にあつては出資比率が20%以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。)

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成20年度以降企画競争に係る手続き開始の公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事であつて、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積900㎡以上(1棟当たり)の新設建築工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績を使用する場合は、2者による企業体にあつては出資比率が、30%以上、3社による企業体にあつては出資比率が20%以上のものに限る。また、いわゆる分担施工目的の企業体の場合は、出資比率に限らずどの部分の工事を施工したかにより実績を判断するため、施工部分のわかる資料を提出すること。)

なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

カ 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、会社内に秘密保全を確実に実施するための実効性の高い組織を設置している又は本工事契約前に設置していること。

キ 北関東防衛局(旧東京防衛施設局を含む。)における直近の評定点合計が65点未満でないこと。

ク 北関東防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、令和3年度及び令和4年度に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

ケ 参加表明書の提出期限の日から見積書の提出までの期間に、北関東防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28. 3. 31。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

コ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(ア)「上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者」とは次に掲げる者である。

(株)中林建築設計事務所、(株)ムラシマ事務所、パシフィックコンサ

ルタンツ(株)

(イ)「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、(ア)の者と、サ(ア)から(ウ)までのいずれかの関係を有する者である。
サ 参加表明を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、見積心得書第4条第2項の規定に抵触するものではない。

(ア)資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ)人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3)会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされて

いる社員を除く。)

4) 組合（共同企業体を含む。）の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

シ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

ス 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

(2) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置できること。

ただし、特定建設工事共同企業体で参加する場合においては、代表者が監理技術者を配置すること。

なお、配置技術者については、技術資料提出前 3 ヶ月以上継続して雇用していること。

ア 主任技術者は、二級建築士、2 級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者

イ 監理技術者は、一級建築士、1 級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・これらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者

ウ 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者の監理技術者等は平成 20 年度以降企画競争に係る手続き開始の公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積が 900 m²以上（1 棟当たり）の新設建

築工事を施工した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事している。）。ただし、特定建設工事企業体の代表者以外の構成員の監理技術者等は、平成 20 年度以降企画競争に係る手続き開始の公示日までに、元請けとして完成・引渡し完了した工事のうち、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建物延べ面積 400 m²以上（1 棟当たり）の新設建築工事を施工した経験を有すること（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって 65 点以上の工事とみなす。
エ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者である。

なお、本工事は建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

3 参加表明書の提出内容

- (1) 上記 2 (1) オに掲げる資格があることを判断できる同種の工事の実績（施工実績）として記載する件数は、1 件でよい。
- (2) 上記 2 (2) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の監理技術者等の資格及び工事の経験等

なお、配置予定の監理技術者等の同種の工事の経験の件数は 1 件でよく、予定者として複数の候補技術者を記載してもよい。また、同一の監理技術者等を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置できなくなったときは、直ちに当該企画競争資料又は企画競争提案書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の監理技術者等を配置できないにもかかわらず契約した場合には、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) (1) 及び(2)の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は当該施工実績を証明する資料。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写し又は当該工事实績を証明する資料を提出する必要はない。
- (4) 書式（別紙様式第 1 ～別紙様式第 4）は別途示す参加表明書作成要領を参考に作成し、1 部提出すること。

4 手続等

- (1) 担当部局

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局総務部契約課

TEL 048-600-1800 (内線 2449、2819、2442 又は 2443)

FAX 048-600-1842

(2) 参加表明書作成要領等の交付期間等

ア 期間 令和5年8月4日から同年8月24日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。なお、最終日は正午まで

イ 場所 (1)に同じ

ウ 交付方法 全て、紙で交付を行う。

(3) 参加表明書提出手続き

参加表明書は、「参加表明書作成要領」に基づき作成し、提出期限までに提出先まで持参するものとする（郵送又は電送は受け付けない。）。

ア 提出先 (1)に同じ

イ 提出期間 令和5年8月4日から同年8月24日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。なお、最終日は正午まで

ウ 参加表明書を提出する場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(404円)の切手を貼付した長3号封筒を技術資料と併せて提出すること。

(4) 参加表明書作成要領等（積算数量書を含む。）に対する質問

参加表明書作成要領等（積算数量書を含む。）に対して質問がある場合には、次に従い提出する。

ア 提出方法 書面（様式は自由とする。）を(1)に持参により提出するものとし、郵送や託送によるものは受け付けない。

イ 提出期間

令和5年8月4日から同年10月19日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。なお、最終日は正午まで。

ウ 質問に対する回答書は、令和5年10月26日から同年10月30日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、10時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）、(1)において閲覧に供する。ただし、契約候補者については別途、配付するものとする。

5 企画競争の資料提出を要請する候補者の選定

上記3の提出資料について審査を行い、企画競争の候補者として選定した者には、企画提案の提出要請書をもって通知する。また、候補者以外の者には、選定されなかった旨を通知する。

6 選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、企画競争の候補者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）でもって、支出負担行為担当官から通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、支出負担行為担当官に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) (2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ア 受付場所 上記4(1)に同じ
 - イ 受付時間 行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。

7 苦情申し立て

- (1) 上記6(3)の説明に不服がある者は、非選定理由の説明に係る書面を受けとった日から10日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して再苦情の申し立てを行うことができる。
- (2) (1)の申し立てについては、入札監視委員会において審議を行う。
- (3) (1)の申し立ての提出場所及び提出時間等
 - ア 提出場所 上記4(1)に同じ
 - イ 提出時間 行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。ただし、正午から13時までの間を除く。
 - ウ その他 書面（書式は自由）は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) (1)の申し立てに関する手続等を示した書類等の入手先 上記4(1)に同じ

8 参加表明書の提出にあたっての留意事項

- (1) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 参加表明書の作成、提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、契約の候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

- (4) 参加表明書提出後、原則として参加表明書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の監理技術者等は、原則として変更できない。ただし、病休、退職、死亡等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (5) 契約の候補者の選定後、発注者支援データベース・システム等により、配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。ただし、病休、退職、死亡等極めて特別な場合でやむを得ない理由により、監理技術者等の変更を行う場合には、上記2(2)に示す資格と同等以上の者を配置しなければならない。
- (6) 使用する書類の形式はA4縦を基本とする。

9 その他

(1) 特記仕様書などの資料について

本工事に関する見積に必要な資料（仕様書、図面等）については、企画提案について審査の上、契約候補者の指名を受け、かつ「秘密保全に関する誓約書」を提出した者に貸出すものとする。

なお、貸出した資料については見積り合わせを行った後、速やかに返却するものとする。

(2) 見積り合わせについて

見積り合わせは、秘密保全の観点から企画競争の結果、秘密の保全について最も優秀な契約候補者を行うものとする。ただし、見積り合わせを行った結果、評価が最も優秀な者が辞退した場合に限り、企画競争資料の内容から当該業務の適正な遂行及び秘密保全を適正に行い得ると判断できる者のうち、次順者を契約候補者として選定し、見積り依頼を行う場合がある。

(3) 特約条項について

本工事の工事請負契約書に秘密の保全に係る特約条項及び違約金に関する特約条項を付するものとする。

(4) 下請負の契約について

本工事の受注者が本工事の一部を第三者に下請負させる場合は、当該下請負者が支出負担行為担当官等と秘密保全に関する規定を含む契約を締結しなければならない。

- (5) 契約候補者の選定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。